

# 防 火 管 理 規 定

南部町立南部中学校

## 第一章 総則

第 1 条 この規定は消防法第 8 条第 1 項に基づき、南部中学校における防火管理の徹底を期し、もって火災・その他の災害による物的、人的被害を軽減することを目的とする。

第 2 条 前条の目的を達成するため、防火管理について必要な事項は、別に定める場合の他、この規定の定めるところによるものとする。

## 第二章 防火管理機構

第 3 条 防火管理業務の適正な運営を図るため、防火対策委員会を設ける。

第 4 条 防火対策委員会委員長には学校長（管理権限者）があたり、委員は教頭（防火管理者）のほか防火管理に必要な各部門の責任者をもって構成する。学校長（管理権限者）は南部中学校の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。教頭（防火管理者）は、学校長（管理権限者）の命を受け、防火管理業務を遂行する。

第 5 条 防火管理者の業務は次のものとする。

- ① 消防計画並びにその実践についての審議
- ② 防火に係る諸規定の制定
- ③ 消防用設備等の改善強化（検査において指摘された事項を含む）
- ④ 防火に関する調査、研究及び企画
- ⑤ 防火、防災思想の啓発及び高揚
- ⑥ 防火管理業務効果の検討（平常時、火災発生時）
- ⑦ その他、防火に関する根本的対策

第 6 条 防火対策委員会の開催は、定例会と緊急会の 2 種とする。

- ① 定例会は、毎学期 1 回を基準とする。
- ② 緊急会は、防火上緊急且つ重要事項が生じたとき、その都度委員長がこれを招集する。

第 7 条 防火対策委員会の運営についての必要事項は、委員長の承認を得て、特別に定めることができる。

第 8 条 常時の火災予防についてその徹底を期するため、防火管理者をおき、その下に防火担当責任者、火元責任者、その他の責任者をおく。  
2 消防用設備等及び避難施設、その他火気使用施設について、適正管理と機能保持のため、点検検査員を指名し、点検検査を行わせるものとする。  
3 前各項による責任者及び点検検査員任務は、別表一（予防管理組織編成表）の定めるところによる。

第 9 条 火災その他事故発生時、被害を最少限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、その組織及び任務分担は、別表二（南部中学校消防組織編成表）の定めるところによる。

### 第三章 火災予防

第10条 火災予防上の自主検査及び消防設備等の点検は、別表三により行うものとする。

第11条 前条により、改善を要する事項を発見した場合は、速やかに防火管理者に報告するものとする。

2 防火管理者は重要事項について、改善意見を添えて防火対策委員長に報告するものとする。

3 点検検査結果は、その都度別に定める検査表及び維持台帳等に記録し、保存しなければならない。

第12条 校内の建物内外において、臨時に火気を使用する場合は、火元責任者、防火担当責任者を経て、防火管理者の許可を受けなければならない。

・前項の許可を受けた場合は、消火器等の交付を受け、それぞれの使用上の注意事項を誠実に守らなければならない。

第13条 校内において特殊な作業を実施する時、または大量の危険物を搬出入、あるいは危険物関係施設、電気施設、火気使用施設を新設、移転、改修する場合は、防火管理者に連絡しなければならない。

2 前項において、火災発生の危険または人命安全上の危険があると認めるときは、防火管理者はその改善、または中止を命ずることができる。

### 第四章 災害防御

第14条 校内及びその周辺に火災が発生した場合は、被害を最少限度にとどめるため、別表四（火災発生時の処置）により行動することを原則とする。

第15条 地震発生時についての処置は、別表五（地震発生時の処置）により行動することを原則とする。

第16条 台風・豪雨及び異常出水時等の処置は、別表六（台風等の場合の処置）により行動することを原則とする。

第17条 夜間及び休日に本校並びに本校付近に非常事態が発生した場合、職員はただちに出勤し、あらかじめ定められた部署について防護活動にあたる。

### 第五章 教育訓練

第18条 防火管理者は防火に関する教育訓練を別表七（教育訓練計画）により実施しなければならない。

第19条 消防隊長は、有事に際し被害を最少限度にとどめるために、自営消防訓練により技術の錬磨を図るよう努力するものとする。訓練の種類は次による。

- ① 部分訓練 —— 消火、通報、避難、その他
- ② 総合訓練

第六章 消防機関とその連絡等

第20条 防火管理者は、次に掲げる事項について常に消防機関と連絡を密にし、より防火管理の適正を期するよう努力しなければならない。

- ① 消防計画の提出 (改正の際はその都度)
- ② 査察の要請
- ③ 教育訓練指導の要請
- ④ 法令に基づく諸手続きの促進
- ⑤ 各種備え付け簿冊等の整理・保管
- ⑥ その他、防火管理についての必要事項

第七章 付 則

第1条 防火管理者は、地震等非常災害に際しては、この規程を準用し、火気点検・避難・事後処置等について、その対策ならびに処置を講ずるものとする。

第2条 この規定は、昭和55年2月1日より施行する。

別 表 1 南部中学校火災予防管理組織編成表

防 火 管 理 者  望 月 和 彦		防 火 担 当 者 — 教務主任 ( ) 火元責任者
		1 A ( ) 1 B ( ) 2 A ( ) 2 B ( )
		あじさい ( ) 3 A ( ) 3 B ( )
		学年空き教室 (各学年主任) コンピュータ室 ( )
		音楽室 ( ) 理科室 ( ) 会議室 ( )
		技術科室 ( ) 家庭科室 ( )
		保健室 ( ) 職員室 ( ) 校長室 ( )
		図書室・読書室 ( ) 美術室 ( )
		体育館 ( ) 生徒会室 ( ) 相談室 ( )
		生徒更衣室 ( ) 職員更衣室 ( )
		電 気 設 備 管 理 者 —
		消 火 設 備 管 理 者 —
		建 造 物 管 理 者 —
		人 命 安 全 管 理 者 —
		危 険 物 等 管 理 者 —

別表 2

南部中学校 消防組織編成表

消防隊長  石川君男	消防副隊長	通報連絡係	.....	校内への出火を連絡する。消防関係機関への通報。 (教頭・教務主任・事務)
		避難誘導係	.....	避難者を所定の場所に誘導する。 (授業中は授業担当者, 休み時間等は各学級担任) (教頭・教務主任)
		消火係	.....	火点への注水、火災防御にあたる。 ( )
		搬出係	.....	重要書類等の非常搬出にあたる。 ( )
		救護係	.....	負傷者・被救助者の救護にあたる。 ( )
		警備係	.....	学校全体の警備にあたる。 ( )

別表 3

自主検査及び消防設備点検基準

区 分	検 査 内 容	回 数	検 査 員
防火上の設備	一般事項	随時	防火管理者
整理清掃状況	〃 屋内・屋外	放課後1回以上	各分担責任者
焚火喫煙管理状況	〃 屋内・屋外	随時・清掃後	使用者・週番
火気使用施設	機械器具の管理	始終業各1回	防火管理者
電気設備	全般事項	月1回	保安要員
危険物関係	全般事項	随時	各責任者

消防用設備等点検

区 分	検 査 内 容	外 観 的 事 項	機 能 的 事 項	総 合 検 査	検 査 員
消防用に供するもの：消火・警報避難設備等	一 般	月 1 回	月 2 回	年 2 回	防火管理者
消防用水	一 般	月 1 回	月 2 回	年 2 回	防火管理者
消火活動上必要な施設	一 般	月 1 回	月 2 回	年 2 回	防火管理者
上記設備の管理上の事項		毎 1 回	毎 2 回	年 2 回	校長 教 頭

別 表 4

自主点検表（日常） \_\_\_\_\_ 月

検査実施者（ \_\_\_\_\_ ）

日	曜日	検査項目							
		避難経路等の物品の有無（避難施設の維持管理）	ガス器具のホースの老化・損傷	電気器具の配線老化・損傷	火気設備器具の異常の有無	吸い殻の処理	倉庫等の施錠確認	終業時の火気の確認	その他（可燃物・ゴミ等の確認）
1									
2									
3									
6									
7									
8									
9									
10									
13									
14									
15									
16									
17									
20									
21									
22									
23									
24									
27									
28									
30									

（備考）

- ・ 検査を実施し，良の場合は○を，不備のある場合は×を，即時回収した場合は▽を付してください。
- ・ 不備，欠陥のある場合には，直ちに防火管理者に報告するものとします。

防火管理者 確認

別 表 5 火災発生時の処置

① 火災の通報

火災を発見した者は緊急放送を行うと共に大声で各階、特別教室に伝える。職員室にいる教職員は手分けをし、緊急に次のことを行う。

- ・ 消防署 119 へ連絡する。（**66-2119 南分署**）
- ・ 放送器のスイッチを入れ、避難路・避難方法などについて緊急指示を伝える。
- ・ 残りの教師及び諸通報を終えた者は分担し、消火器・消火栓を使用し、消火作業にあたるとともに、生徒の避難の指導を行う。

② 教室にいる教師のとりべき手段

直ちに授業をやめ、学用品をまとめてカバンをかけさせる特別教室や屋体などで授業を行っている場合は、そのまま避難の態勢に移る。

窓を閉めさせ、タオルまたはハンカチを水に浸させる。暖房器具の使用中は、電源を切る。廊下へ出て煙の伝わり方を見て、より安全な避難路を判断し、生徒に指示する。

生徒の避難路を確認し、入り口のドアを閉めて生徒の後に続く。

③ 生徒の係

学級長は教師を補佐し、生徒が動揺しないように努める。班長は班員の先頭に立ち、整然と行動するよう班員を指導する。

④ 避難上の注意

静粛・敏速に教師の指示に従って行動する。ぬれたハンカチを口にあて、煙を直接吸わないように留意する。階段では絶対に押し合いをせず、できるだけ低い姿勢で歩く。上履きのまま運動場へ出る。

⑤ 避難後

直ちに人員点呼を行う。全員の避難を確認したら、消火・搬出、生徒の指導など分担に従って行動する。生徒は教師の指示に従い整然と行動する。一部の生徒は教師の指示により、搬出に協力することもある。

⑥ 避難路

避難路は出火場所や煙の伝わり方により、指導教師の臨機の判断によらねばならないが、各教室の避難路は原則として次のとおりとする。

- 1年教室・図書室 ----- 教室のベランダ
- 2年教室・相談室 ----- 教室棟階段→南玄関
- 3年教室 ----- 教室棟非常階段

放送室・ふれあい・あじさい・生徒会室 ----- 管理棟階段→南玄関  
 理科室・音楽室・美術室・パソコン室 ----- らせん階段→生徒玄関  
 家庭科室・技術科室・ランチルーム ----- 生徒玄関  
 職員室・校長室・保健室・集会室 ----- 南出口・生徒玄関  
 体育館・武道場 ----- 東出口

- ⑦ 避難場 ----- グランド中央（テニスコート東側）  
 ⑧ その他の注意

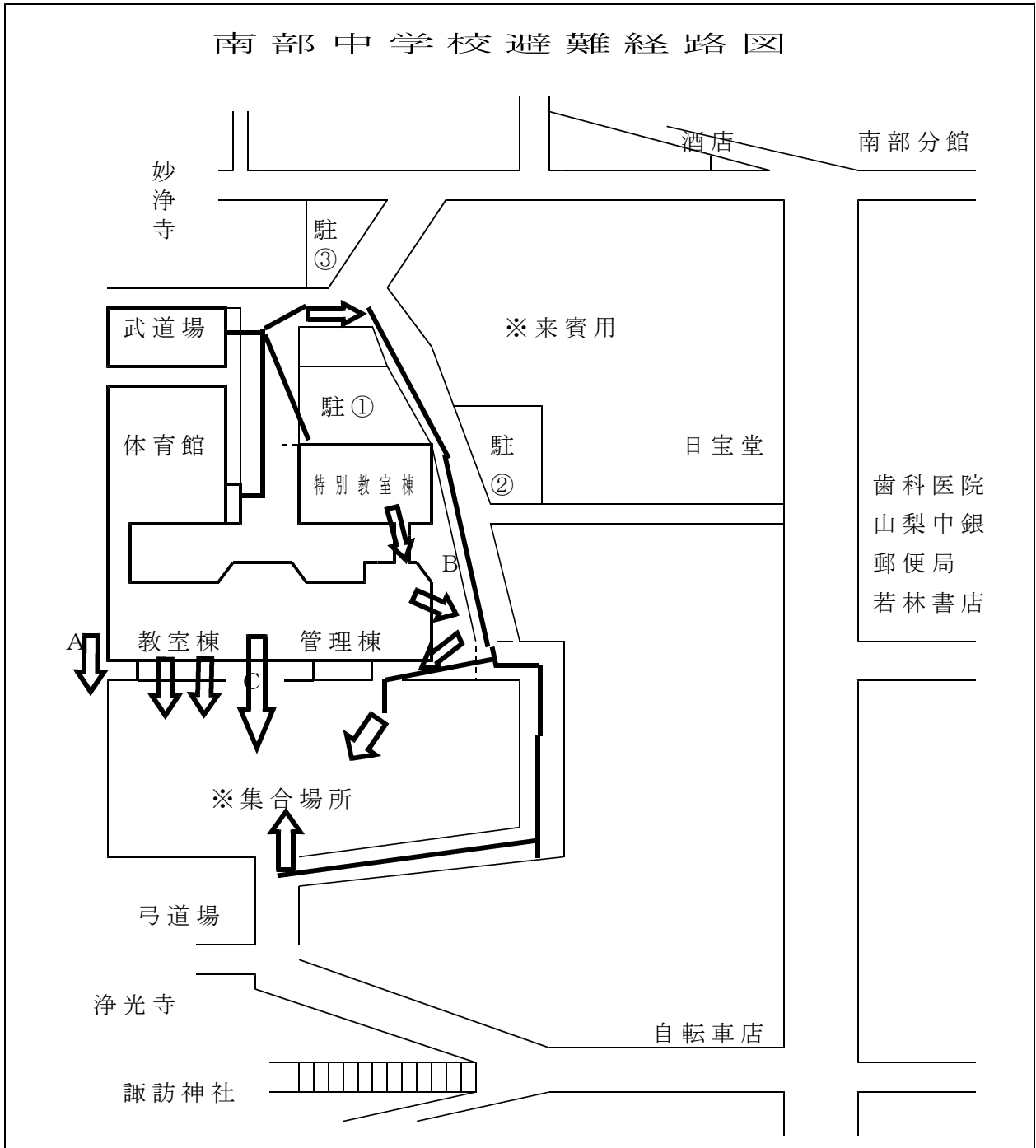
体育や特別教室で授業をするため、教室を移動する場合は窓を必ず閉めること。生徒の避難を確認したら防火扉を閉めること。

別 表 6

地震発生時の処置

- ① 教室にいる教師のとるべき手段
- ・直ちに授業をやめ、落下物を防ぐため机の下に身をひそめさせる。
  - ・教室の窓ガラス 教室の出入口の戸を開き、避難態勢をとる。
  - ・冬季は暖房器具の電源を切る。  
必要に応じ緊急消火の処置をする。
  - ・身体不自由生徒・動作緩慢生徒・先走りの生徒には日常の中で補助役を決め安全に誘導できるよう配慮する。
  - ・避難する場合、教室の前・後ろの出口から出るように事前に指導しておく。
- ② 避難経路図
- ・避難経路図については、「地震防災応急計画書」の7のIIに掲載。（P19）

【想定】城山の崩落等地形に変動がない場合



③ 避難中

- ・ 教師の指示に従うこと
- ・ 黙って 速く 人をおさない
- ・ 便所にはいかない
- ・ 学用品等は持たない

④ 避難合図

校長の命令により、放送・ハンドマイク・ホイッスル・鐘の乱打等の合図により避難する。



- ⑤ 避難場所  
グラウンド中央部テニスコート東側
- ⑥ 避難後  
人員を確認し、学年主任に報告。主任は学校長に状況報告をする。
- ⑦ その他  
※ 教師はスリッパ・サンダルでは自由に行動できず、外傷のおそれがあるので上履きは運動靴とする。

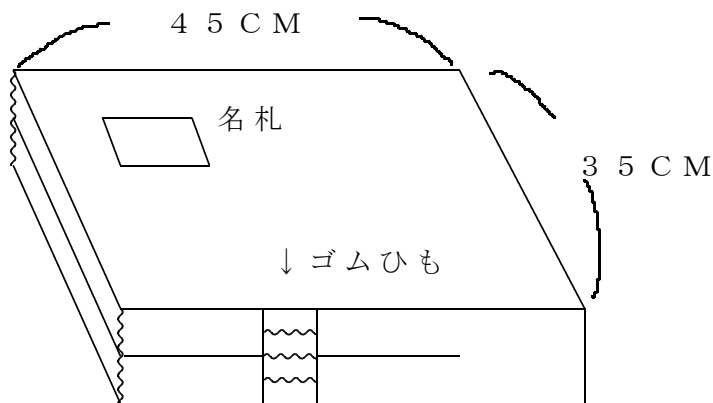
別 表 7 台風等の場合の処置

- ① 台風の近づいた場合、気象情報や風雨の状況を見て、生徒は支部ごとに帰宅させる。（この状況判断は学校長がする）この場合、直ちに教育委員会に報告する。
- ② 帰宅時における指導事項
  - 1 教室及び廊下の窓、出入口をかたく閉める。
  - 2 山崩れ・落石・交通機関等について指導をする。
  - 3 P T A 支部長及び危険地域生徒の家庭へ連絡をする。
  - 4 必要に応じて家庭学習の指導もする。

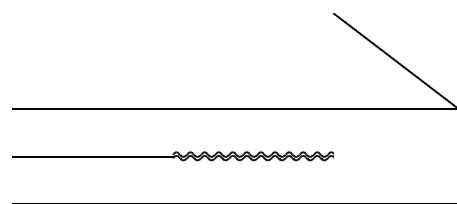
別 表 8 教育訓練計画

訓 練 内 容	実 施 回 数
1. 防火管理機構の周知徹底	4 月 1 回
2. 防火管理上の遵守事項	4 月 1 回
3. 防火管理に関する各自の任務並びに責任の周知徹底	4 月 1 回
4. 消防計画の周知徹底	4 月 1 回
5. 自衛消防組織	5 月 ——— 8 月 ——— 学期 1 月 ——— 1 回
① 通報訓練                      ② 避難訓練	
③ 消火訓練                      ④ 搬出訓練	
⑤ 救護訓練	
6. その他、防火管理義務遂行上必要な事項	

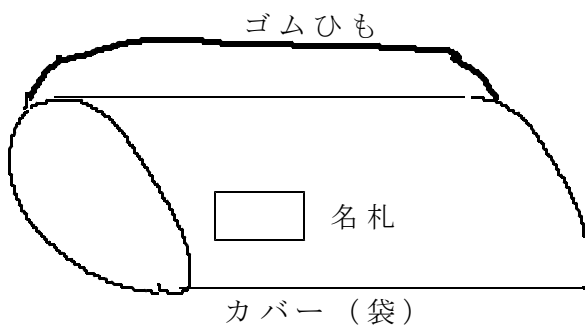
付 表 1 防災ざぶとん



(1つ折りにしたもの：前面)



(太めの糸でまとめる：背面)



- ◎材料には化繊を使わないこと
- ◎名札は5×10CMで  
支部・氏名・血液型を明記  
する

付 表 2 暖房器具使用規定 (エアコンを含む)

健康保持・エネルギー節約・危険防止のため、暖房器具の使用について、次のことを守ること。

1. 朝8時の室温が10°C以下のときに使用する。(この時は暖房可の札を職員室入口に掲示する)
2. 点火は、決められた係が担任教師の指導のもと行う。
3. 使用時間は2校時終了までとする。それ以後の使用については先生の指示による。
4. 教室に誰もいなくなる時は消火する。
5. 暖房器具の周囲はいつも整頓し、緊急消火のできるようしておく。

## 暖房器具使用規定

南部中学校

1. 暖房器具の使用期間は、12月1日から3月15日までとする。
2. 暖房器具の使用規準は、次のとおりとする。
  - (1) 暖房器具の使用は職員室前の廊下の気温が10℃以下のときで、2校時終了時までとする。このとき週番教師は、使用可・禁の札を職員室前の廊下に掲示する。
  - (2) 雨天・曇天の寒さの厳しいときの3校時後の暖房器具の使用は、週番教師の指示に従う。
  - (3) 各学級の暖房器具の使用については、担任教師の指導のもとに、暖房器具係が、次の仕事（点火・消火・給油等）を行う。

### 暖房器具係の仕事

1. 8時以降に、暖房器具の点火を行う。
  2. 給油は自動給油システムになっているが、点火時に異常があった場合は職員室に連絡をする。
  3. 2校時終了後は消火し、ファンが止まったのを確認する。
  4. 暖房器具の周囲を整理整頓し、消火器の配置を確認し常に防火に心がける。
  5. 特別教室での授業や体育などの学級の教室を使用しないときは、消火する。
- (4) 部活動等の特別活動・各種会議や特別教室等での暖房器具使用は、その担当教師が責任をもって点火・消火の確認をする。
3. 各教室管理責任者は、使用期間中、暖房器具についても管理する。
- \* この規定に違反した場合は、校長の判断により、暖房器具の使用を停止することもある。

# 地震防災応急計画書

## 1. 目的

『東日本大震災』の惨状を踏まえるとともに『東海地震』を想定し、大規模地震対策特別措置法に基づき、南部中学校の総合的な地震防災対策を強化して、非常時に備え、生徒の生命・身体の安全を確保し、校舎等の施設・設備の保全を図る。

## 2. 計画作成にあたって

＜我が校における地震発生時の対応の基本＞

- ・昭和30年代初頭に城山を切り崩し造成した校地である。西側は山崩れ/東側は盛り土のため崩落の恐れがある。山付きのため地下に伏流水の水路ができていと思われる。
- ・校舎は、平成13年竣工のため新耐震基準を満たしており、教室棟/管理棟/集会室棟/玄関棟/特別教室棟の5ブロックがエキスパンション工法によって繋がっている(一体構造ではない)。
- ・家具はL金具で固定してある。ガラスは、飛散防止フィルムを塗布してあるか強化ガラスになっている。

【基本1】地震発生時(本町に於いて、震度5以上の地震が発生)

- (1) 登下校時・・・自宅(避難所)と学校との距離を比較し近い方へ避難する。
- (2) 在校時・・・帰宅させずに学校にて待機→保護者の迎えを待ち帰宅。
- (3) 在宅時・・・家族の判断により行動する。

【基本2】東海地震予知情報発令時・・・「臨時調査情報」が出た時点から

- (1)(生徒の在校時)諸活動を取りやめ生徒を帰宅させる
- (2)(生徒の登下校時)家庭に戻る。
- (3)(生徒の在宅時)待機とする。

※教職員は、在校勤務とする。(直ちに登校:注意情報発令時以降)

- ① 南部町は想定東海地震の推定震源地に近く、震度7～震度6強の激しい揺れが予想される地域である。
- ② 南部町一帯は、山つき地帯に住宅が密集しており、山崩れの危険度は高い。
- ③ 中学校のある城山の中腹は、建設当時山を削り埋め立てたため全体が泥層の軟弱な地盤である上に、地震が続くと地表面が崩れていく心配がある。
- ④ 生徒は、スクールバスを利用する万沢・富河地区の生徒、十島・井出・寄畑より電車通学をする生徒、自転車通学をする生徒、徒歩の生徒となっている。
- ⑤ 保護者が町外に勤務している生徒も多く、突発大地震の発生の場合学校まで迎えに来ることができない状況もある。

以上のような環境と立地条件のもとで、非常な場合被害を最少限度にとどめ、生徒の安全を確保していくため、何よりも条件に適した避難行動を敏速にしていくことと、日常的な指導の充実を図りつつ地域・家庭と一本化した防災計画を立てなくてはならないものと考えている。

### 3. 防災教育

想定される大地震に備え、従来の校内防災対策を再検討し、安全管理と指導の徹底に努め、防災意識の高揚を図り、発生に際しての被害の防止を期するようにする。

#### ①教職員の研修

1. 想定される東海地震につき資料の収集、研究の推進を図る。
2. 学校・学区の環境実態を把握し、想定される大地震に対する対策を検討する。
3. 大規模地震対策特別措置法等の法律関係の学習を進める。
4. 校内防災組織を確立し、非常の際の行動指針を明らかにして、教職員各自の役割や日常の管理、指導の徹底を図っていく。

#### ②生徒指導（安全教育）

1. 生徒一人ひとりに、防災意識と地震についての基礎知識を身につけさせ、自己防衛能力を養う。
2. 安全教育計画の中に地震防災を位置づけ、計画的に実施訓練を重ねる。
3. 教科学習、道徳、特別活動等の指導の中で、生徒の発達段階に応じた内容で、具体的・実践的指導を進める。
4. 主な指導内容
  - ・地震の原因/起こり方/被害の規模程度
  - ・地震発生の際の避難方法
  - ・日常の防災のための準備や心構え
5. 防災訓練の実施
  - ・原則として学期一回は実施
  - ・授業の中・休み時間・放課後の部活動・登下校等、多面的な場面。
  - ・実施後の反省の中から改善を進める。

### 4. 防災組織

#### ①防災対策委員会

1. 学校防災計画の作成・検討・改善
2. 安全指導計画の作成・改善とその推進
3. 防災管理、施設・設備の整備改善
4. 構成（学校長・教頭・教務主任・学年主任・安全教育担当）

#### ②防災組織と役割

・防災対策本部長： 校長                      同 副本部長： 教頭

#### ③災害対策応急要員

突発型大地震が学校勤務時間外に発生した場合、次の職員は速やかに学校へ集合する。（原則的には全職員）

- ・南部町に居住地があり行動可能な職員
- ・南部教職員住宅に仮宿勤務をする職員（在宅中の場合）

※◎学校内の被害状況の把握◎使用可能な施設設備の確認◎重要書類等の耐火金庫への搬入◎キーボックス、キーの管理◎避難住民への対応→原則として体育館へ

係 別	氏 名	日 常 時 任 務	非 常 時 任 務
情報伝達係	教 頭 教務主任 事 務	○情報収集 ○伝達方法の訓練 ○地震の知識・啓発 ○地域自主防災組織と連絡 ○P T A・家庭との連絡	○注意情報、警戒宣言、避難命令の伝達 ○災害情報の収集 ○各機関の通知・連絡 ○災害用伝言ダイヤル録音
避難誘導係	※授業者 ※各担任 教 頭 教務主任	○生徒名簿の確認 ○通学別名簿の作成 ○避難誘導経路の点検 ○避難場所の点検 ○避難訓練の実施	○生徒の避難誘導 ○避難場所での人員点呼と管理 ○生徒の保護者へ引き渡し ○その他 安全の確認
防火防災係		○火気使用場所の点検 ○防災設備用具の整備点検 ○危険物の調査・処理 ○初期消火の訓練	○初期消火活動 ○出火防止活動 ○避難路 出入口の開放 ○避難確認・点検
救 護 係		○応急 救急訓練 ○救護用具の整備 ○身体不自由生徒の確認	○応急救護 ○負傷者の救出活動 ○身体不自由生徒の確認
搬出保管係		○重要文書類の管理 ○重要物の点検	○キーボックス、キー、重要書類を校長室耐火金庫に搬入
警 備 係		○危険個所の発見 安全点検	○学校全体の警備 見回り ○災害用開放施設、部屋の確認

## 5. 防災訓練

防災訓練は教育活動の一環として行い、具体的内容は年間計画で定めて実施する。

### ① 要 項

1. 注意情報発令時及び地震発生時について、多面的想定に基づき計画的に訓練する。
2. 地域自主防災組織や、P T Aとの合同訓練を計画実施する。
3. 訓練実施後、問題点の把握と改善策を講ずる。
4. 実施回数は、毎学期一回以上とする。

### ② 内 容

1. 情報の受理収集・確認・伝達・報告
2. 学校の自主防災組織の編成と活動
3. 避難誘導
4. 火器の安全管理と災害発生措置
5. 負傷者の救出・応急救護活動
6. 集団登下校及び保護者への引渡しについて

## 6. 施設・設備の管理点検

### ① 校舎の耐震度の調査

校舎が地震に対してどの程度の耐震力があるか、それによって非常の際の避難方法が異なってくるので耐震調査を実施する。

### ② 施設・設備の安全管理

- ・ 非常階段 非常口 防火扉 消火栓の安全点検と救護
- ・ 消火器 非常用器具の整備と点検
- ・ 戸だな ロッカー 本箱 げた箱等の転倒防止
- ・ 天井 壁等からの落下物の除去
- ・ 校内危険箇所の指摘と標示及び補強処理
- ・ 薬品類の安全確保
- ・ ドアガラスや窓ガラスの強化

### ③ 避難通路と避難場所

- ・ 校舎内の避難通路の安全確保と障害物の除去
- ・ 校庭の避難場所の整備と標示

### ④ 非常用器具の整備と日常点検

- ・ 携帯ラジオ ・ 携帯マイク ・ メガホン ・ 旗 ・ ロープ ・ 笛
- ・ トランシーバー ・ 懐中電気 ・ 電池 ・ ローソク ・ 自転車、バイク
- ・ 救急薬品 ・ 医療器具 ・ 担架 ・ 天幕（シート） ・ 非常用食糧
- ・ 水筒 ・ 生徒名簿（学級、通学区、連絡網） ・ 職員名簿（連絡網）

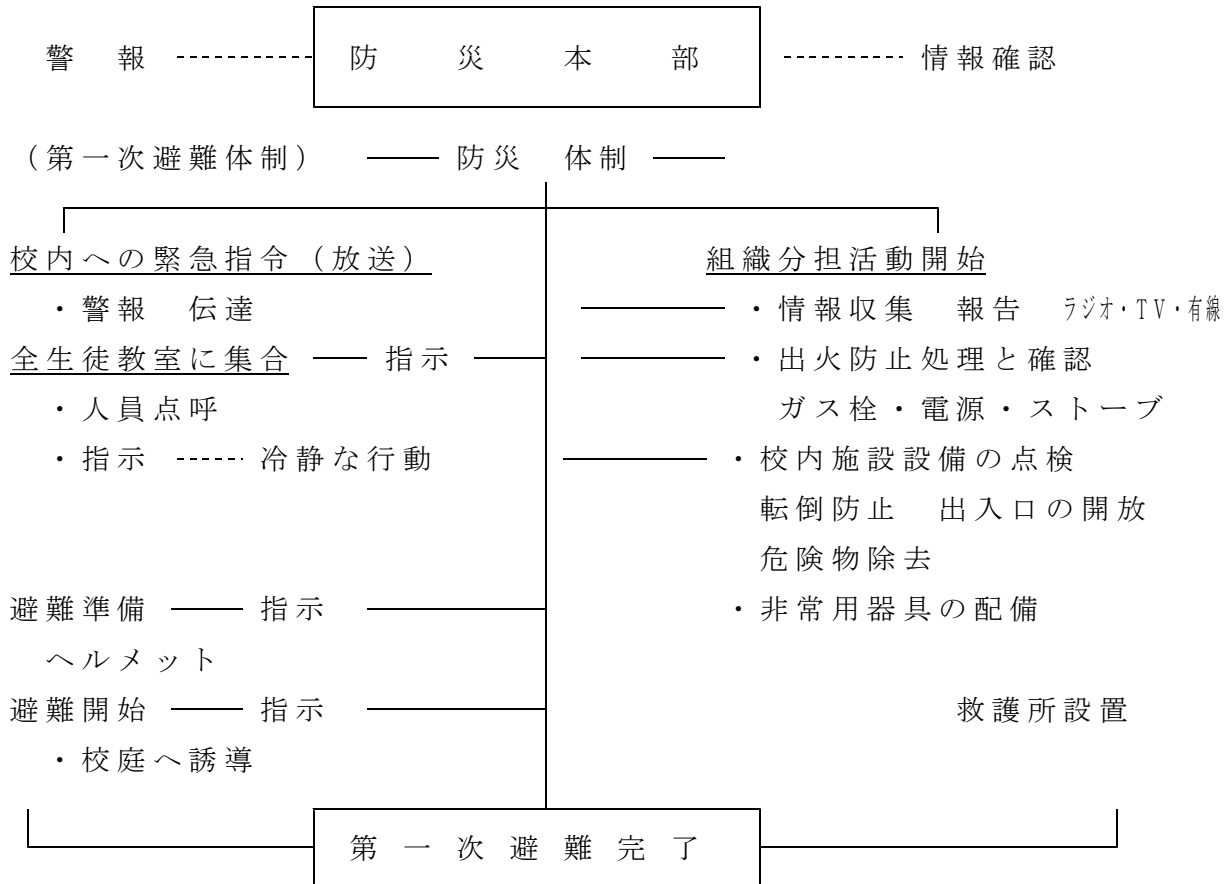
### ⑤ 点検活動

常時点検を行う。各学期1回、分担して組織的に安全点検を実施する。

7. 地震防災緊急対策

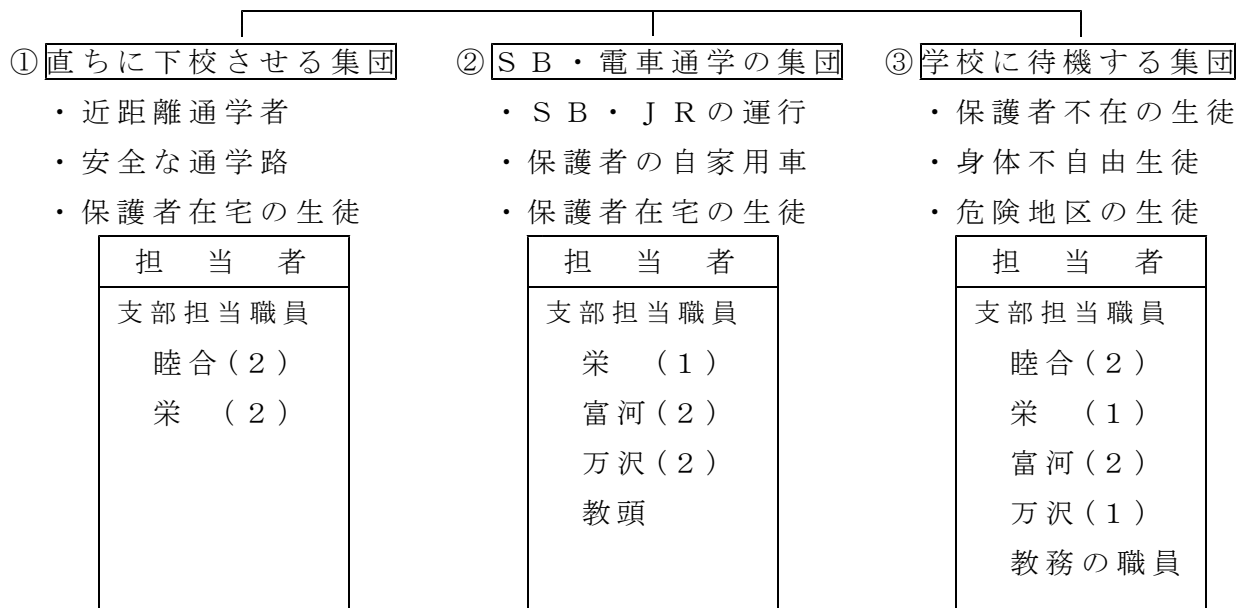
I 生徒在校時における臨時避難情報発令時

※登下校時に発令の場合は家か学校のどちらか近くに急行する



(第二次避難体制)

**第二次避難態勢における3ブロック集団編成と避難態勢** (P18参照)





①の場合

- ・支部担当者はP T A防災対策委員でもある支部長と連絡を取り対処する。
- ・帰宅させる集団を3班に編成し、職員・支部P T A役員の引率による下校を指示する。

〈編 成〉

- 1班 南部・中野・本郷・成島
- 2班 南部・大塩・柳島・成島
- 3班 内船上・内船中・内船下

②の場合

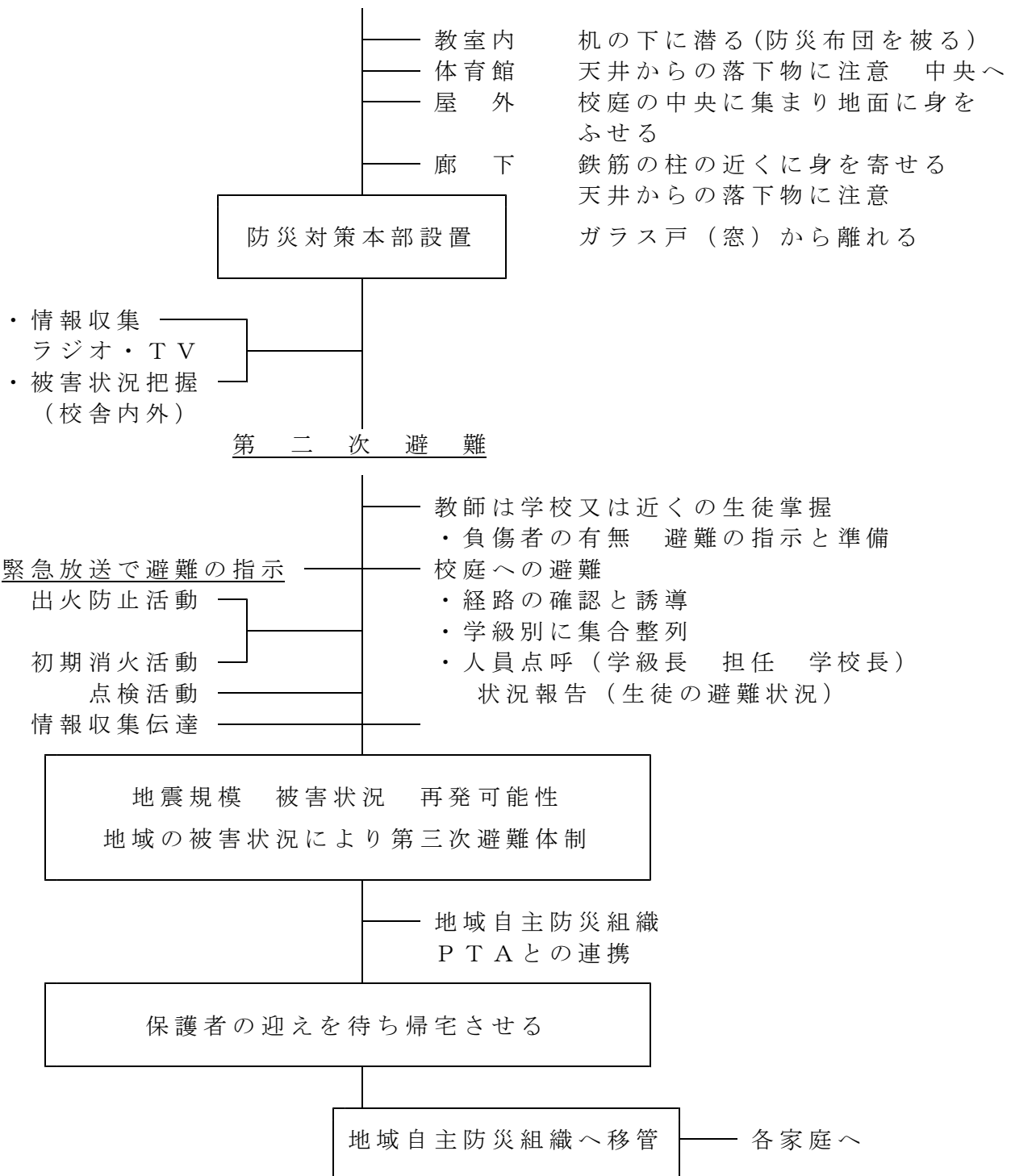
- ・S B・町営バス・電車の運行について、町教委並びに関係機関(J R・栄小学校長等と連絡を取り(教頭)、ロス時間のないようにする。
- ・P T A防災対策委員でもある支部長と連絡を取り、保護者の自家用車の調達を含めて安全に帰宅させるように対処する。
- ・道路寸断等で交通の運行に支障がある場合は③に編入する。

③の場合

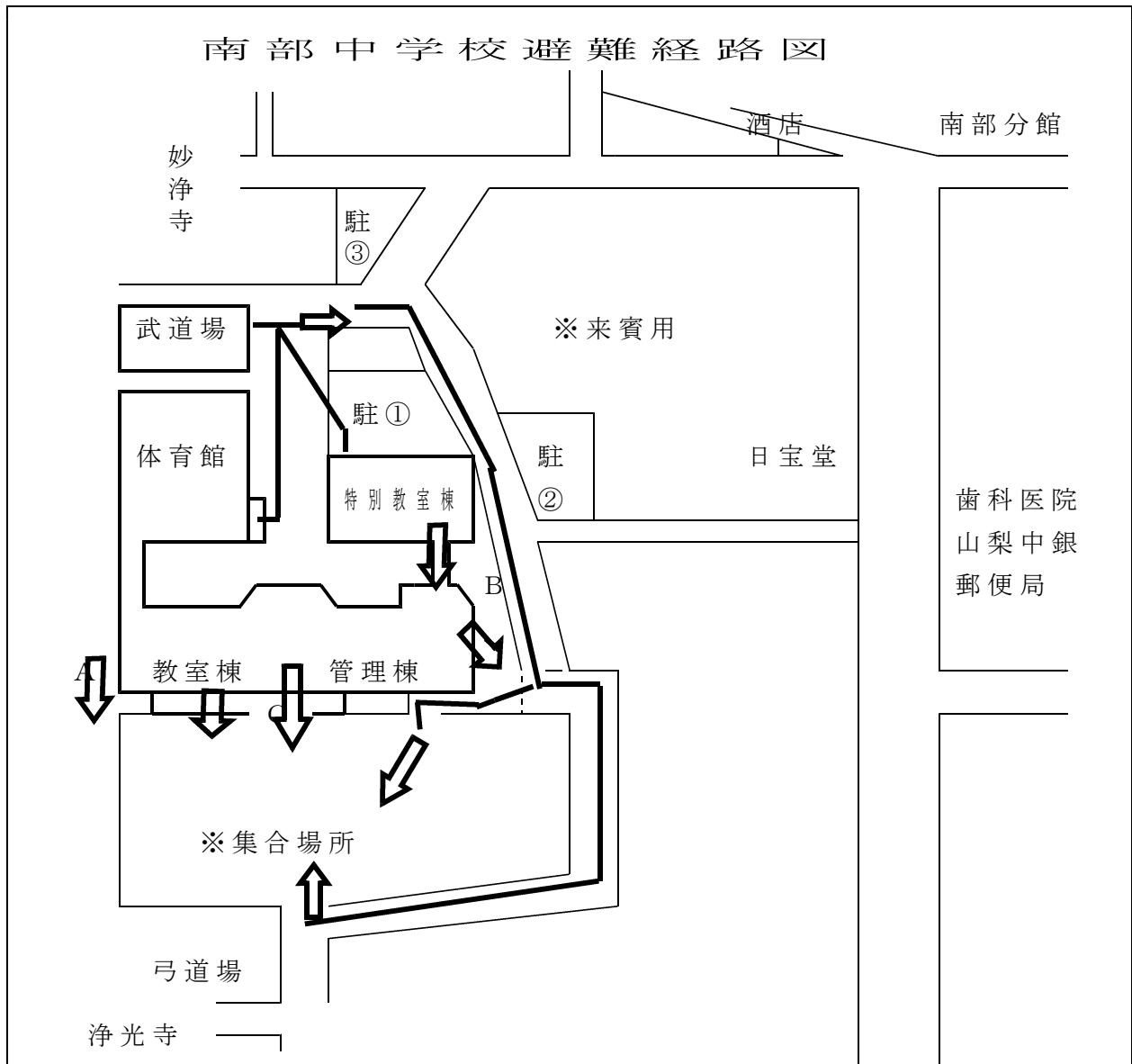
- ・本校の場合、耐震建築の校舎なので、崩壊の危険性はきわめて低いが、生徒の心理的動揺に配慮しつつ安全に待機させる。
- ・保護者が帰宅次第連絡を取り、保護者の迎えを待って帰宅させる。
- ・身体不自由生徒についても、保護者の迎えを待って帰宅させる。

## II 生徒在校時に注意・予知情報のない震度5以上の大地震発生時

### 地震発生 ----- 第一次避難



- ・時間の経過、状況に応じて生徒は地域自主防災組織へと移管し、各保護者へと渡す。
- ・直接保護者が引き取りに来た場合は、確認の上、生徒名簿にチェックして渡す。
- ・保護者に連絡の取れない場合 危険地域の場合は、学校で管理保護する。

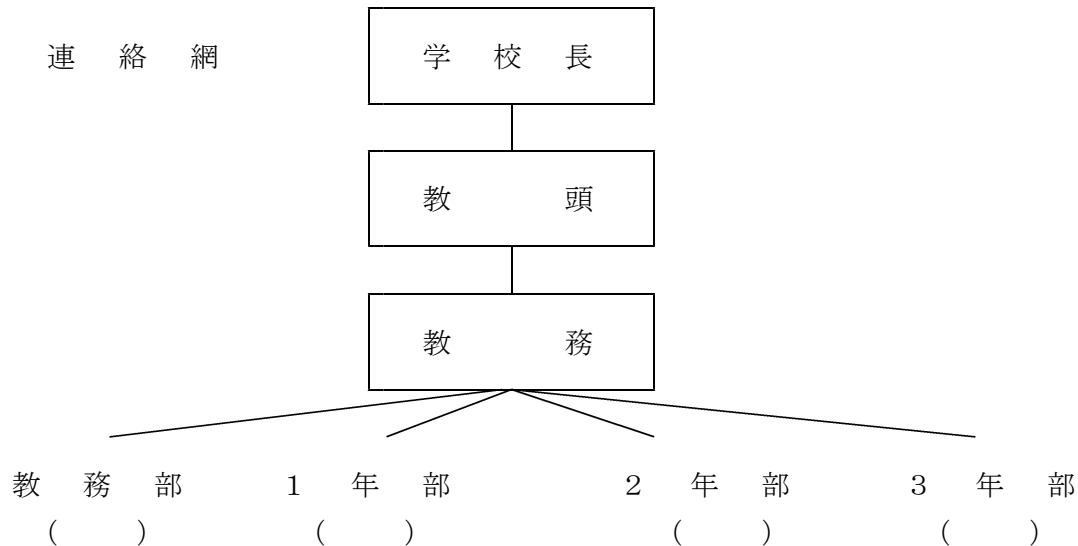


### Ⅲ 登下校時に注意・予知情報のない大地震発生

- ・ 校内にいる生徒：学校及び付近にいる生徒は、校庭第一次避難所に集合  
→その後、保護者への引き渡し
- ・ 通学路途中にいる生徒：直ちに学校に急行するか、近くの避難場所に待機する。
- ・ 家の近くにいる生徒：家に戻る。地域自主防災組織に従いその旨学校へ連絡する。但し、住居が危険箇所指定されている区域にある生徒は学校に集合

## 8. 防災の管理組織（教職員の任務）

- ① 生徒の生命の安全確保を優先し、安全のための防護・避難誘導に総力をあげる。
- ② 勤務時間中に非常事態発生の場合は、全職員が防災組織分担に従い、敏速かつ的確な行動のもとに防災体制にはいる。
- ③ 勤務時間外に非常事態発生の場合 学校内の本部を設け、対策委員は直ちに出勤し、緊急配置につく。 参照：4 防災組織③災害対策応急要員(p12)



### ④ 任務

- ・生徒の在校の有無にかかわらず、非常の場合 注意情報発令 とともに学校の防災にたずさわる。
  - ・勤務時間が過ぎても生徒が校内に避難している場合は、その保護指導につく。
  - ・休日、夜間等でも、注意情報発令 とともに出勤して緊急配備につく。
  - ・日常、軽快な服装と運動靴で生活し、非常事態に備える。
  - ・学校長の非常招集命令に従う。
  - ・突発大地震による通勤路等が寸断され出勤できない場合、近くの小中学校に勤務する。可能な限り本校への連絡も行う。
- ◎学校内の被害状況の把握
  - ◎使用可能な施設設備の確認
  - ◎重要書類等の耐火金庫への搬入
  - ◎キーボックス、キーの管理
  - ◎避難住民への対応→原則として体育館へ、車乗り入れはグラウンド北側  
野球部内野はヘリポートとして確保
  - ◎部室よりテント2 梁朝礼台前に設置
  - ◎仮設トイレ設置場所指示